

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和2年8月11日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇田 智明

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 渡邊 純
経営企画本部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 渡邊 純
経営企画本部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第70期 第1四半期累計期間 | 第71期 第1四半期累計期間 | 第70期 |
|----------------------------|------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日 | 自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日 | 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 |
| 売上高 | (千円) | 2,167,073 | 1,904,003 | 15,565,255 |
| 経常利益 又は経常損失() | (千円) | 135,156 | 108,902 | 500,100 |
| 当期純利益 又は四半期純損失() | (千円) | 91,993 | 73,699 | 326,950 |
| 持分法を適用した 場合の投資利益 | (千円) | 10,811 | 6,139 | 26,542 |
| 資本金 | (千円) | 840,687 | 840,687 | 840,687 |
| 発行済株式総数 | (株) | 650,000 | 650,000 | 650,000 |
| 純資産額 | (千円) | 6,020,189 | 6,277,367 | 6,413,928 |
| 総資産額 | (千円) | 8,874,030 | 9,028,753 | 10,006,167 |
| 1株当たり当期純利益 又は四半期純損失() | (円) | 145.82 | 116.84 | 518.29 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 | (円) | - | - | - |
| 1株当たり配当額 | (円) | - | - | 120.00 |
| 自己資本比率 | (%) | 67.8 | 69.5 | 64.1 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における北海道経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で低迷が続いており、一段と厳しい状況にあります。緊急事態宣言の解除を受け経済活動は再開し始めたものの、生産活動や住宅投資の減少、個人消費は一部を除き大幅に減少、設備投資に加えて雇用情勢も弱含みとなるなど、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、更なる経済活動の抑制も予想され、極めて不透明な状況が続いていくものと思われまます。

このような環境のもと、当第1四半期累計期間の売上高は1,904,003千円で、当第1四半期累計期間に完成する大型案件が少なかった為、前年同期に比較して263,070千円の減収となりました。

しかしながら、売上高減に伴う一次利益の減はあるも経費の削減により、損益につきましては、経常損失は108,902千円(前年同期は135,156千円の経常損失)、四半期純損失は73,699千円(前年同期は91,993千円の四半期純損失)と前年同期と比較して増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<屋内配線工事>

前期からの繰越案件の当第1四半期に完成する大型案件が少なかった為、当第1四半期累計期間の売上高は1,369,488千円となり、前年同期比153,936千円(10.1%)の減収となりました。

<電力関連工事>

発電工場の減少により、当第1四半期累計期間の売上高は318,045千円となり、前年同期比50,384千円(13.7%)の減収となりました。

<F A 住宅環境設備機器>

F A 機器物件及び設備機器物件の減少により、当第1四半期累計期間の売上高は164,477千円となり、前年同期比84,703千円(34.0%)の減収となりました。

<産業設備機器>

設備機器物件の増加により、当第1四半期累計期間の売上高は51,991千円となり、前年同期比25,954千円(99.7%)の増収となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 2,280,000 |
| 計 | 2,280,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和2年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (令和2年8月11日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------|
| 普通株式 | 650,000 | 650,000 | 札幌証券取引所 | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 650,000 | 650,000 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 令和2年4月1日～ 令和2年6月30日 | | 650,000 | | 840,687 | | 687,087 |

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和2年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和2年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 19,200 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 627,200 | 6,272 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,600 | | |
| 発行済株式総数 | 650,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 6,272 | |

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

令和2年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社 北弘電社 | 札幌市中央区 北11条西23丁目2-10 | 19,200 | | 19,200 | 2.95 |
| 計 | | 19,200 | | 19,200 | 2.95 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (令和2年3月31日) | 当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日) |
|-------------|----------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 2,268,599 | 3,547,018 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,254,049 | 336,219 |
| 完成工事未収入金 | 4,644,260 | 2,883,111 |
| 商品 | 15,395 | 65,714 |
| 未成工事支出金 | 123,835 | 530,113 |
| その他 | 247,431 | 139,150 |
| 貸倒引当金 | 2,500 | 2,500 |
| 流動資産合計 | 8,551,072 | 7,498,827 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物(純額) | 472,474 | 466,311 |
| その他(純額) | 428,421 | 429,471 |
| 有形固定資産合計 | 900,896 | 895,782 |
| 無形固定資産 | 36,382 | 56,439 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 304,678 | 321,565 |
| その他 | 213,397 | 256,397 |
| 貸倒引当金 | 260 | 260 |
| 投資その他の資産合計 | 517,816 | 577,703 |
| 固定資産合計 | 1,455,095 | 1,529,926 |
| 資産合計 | 10,006,167 | 9,028,753 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,606,843 | 929,557 |
| 工事未払金 | 582,142 | 661,205 |
| 未払法人税等 | 209,567 | 9,729 |
| 未成工事受入金 | 37,952 | 83,020 |
| 賞与引当金 | 93,556 | 97,056 |
| 工事損失引当金 | 23,923 | 20,458 |
| その他 | 421,288 | 315,689 |
| 流動負債合計 | 2,975,275 | 2,116,716 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 528,230 | 528,621 |
| 役員退職慰労引当金 | 53,200 | 54,000 |
| その他 | 35,533 | 52,048 |
| 固定負債合計 | 616,963 | 634,669 |
| 負債合計 | 3,592,238 | 2,751,385 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (令和2年3月31日) | 当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日) |
|--------------|----------------------|---------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 840,687 | 840,687 |
| 資本剰余金 | 687,108 | 687,108 |
| 利益剰余金 | 4,912,694 | 4,763,303 |
| 自己株式 | 29,660 | 29,660 |
| 株主資本合計 | 6,410,829 | 6,261,438 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,098 | 15,929 |
| 評価・換算差額等合計 | 3,098 | 15,929 |
| 純資産合計 | 6,413,928 | 6,277,367 |
| 負債純資産合計 | 10,006,167 | 9,028,753 |

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

| | (単位：千円) | |
|--------------|--|---|
| | 前第1四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日) | 当第1四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年6月30日) |
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 1,891,856 | 1,687,534 |
| 商品売上高 | 275,217 | 216,469 |
| 売上高合計 | 2,167,073 | 1,904,003 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 1,788,759 | 1,583,787 |
| 商品売上原価 | 214,264 | 169,988 |
| 売上原価合計 | 2,003,024 | 1,753,776 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 103,096 | 103,746 |
| 商品売上総利益 | 60,952 | 46,480 |
| 売上総利益合計 | 164,049 | 150,227 |
| 販売費及び一般管理費 | 317,164 | 274,228 |
| 営業損失() | 153,115 | 124,000 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 448 | 431 |
| 受取配当金 | 16,280 | 13,365 |
| その他 | 1,535 | 1,725 |
| 営業外収益合計 | 18,264 | 15,522 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 305 | 423 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用合計 | 305 | 423 |
| 経常損失() | 135,156 | 108,902 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | - | 408 |
| 特別損失合計 | - | 408 |
| 税引前四半期純損失() | 135,156 | 109,311 |
| 法人税等 | 43,162 | 35,611 |
| 四半期純損失() | 91,993 | 73,699 |

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

| 当第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日) | |
|--|--|
| 税金費用の計算 | <p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合は、法定実効税率を使用する方法によっております。</p> |

(追加情報)

| 当第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日) | |
|--|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症拡大は、経済・社会活動に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>当社では、一部現場の短期的な休止や資材の納品遅れ等があったものの、その後速やかに現場作業が再開した結果、工事及び商品売上に与える影響は極めて軽微にとどまりました。このような状況の下、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。</p> <p>当社では、新型コロナウイルス感染症による経済・社会的な影響は今年度中に徐々に解消し、令和3年度には従来の状況に戻ると仮定しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の経済環境の変化等の影響により、工事の休止や資材の納品遅れ等が発生した場合は、今後の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、前事業年度有価証券報告書で記載した内容から重要な変更はありません。</p> | |

(四半期貸借対照表関係)

手形裏書譲渡高

| | 前事業年度 (令和2年3月31日) | 当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日) |
|-----------|----------------------|---------------------------|
| 受取手形裏書譲渡高 | 193,070千円 | 89,763千円 |

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

当社の売上高は、主たる設備工事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期会計期間に集中しているため、第1四半期会計期間から第3四半期会計期間における売上高に比べ、第4四半期会計期間の売上高は著しく多くなるといった季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日) | 当第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日) |
|-------|--|---|
| 減価償却費 | 14,364千円 | 16,799千円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-----------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------|-------|
| 令和元年6月26日 | 普通株式 | 75,703 | 120 | 平成31年3月31日 | 令和元年6月27日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-----------|-------|----------------|-----------------|-----------|-----------|-------|
| 令和2年6月25日 | 普通株式 | 75,692 | 120 | 令和2年3月31日 | 令和2年6月26日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

| | 前事業年度 (令和2年3月31日) | 当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日) |
|------------------|----------------------|---------------------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 9,000千円 | 9,000千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 110,858千円 | 105,498千円 |

| | 前第1四半期累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日) | 当第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日) |
|--------------------|--|---|
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 10,811千円 | 6,139千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 | 合計 |
|-----------------------|------------|------------|-----------------|------------|-----------|--------|-----------|
| | 屋内配線 工事 | 電力関連 工事 | F A住宅環 境設備機器 | 産業設備 機器 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,523,425 | 368,430 | 249,180 | 26,036 | 2,167,073 | - | 2,167,073 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 1,690 | 50,435 | 11,769 | 63,895 | 63,895 | - |
| 計 | 1,523,425 | 370,120 | 299,616 | 37,806 | 2,230,969 | 63,895 | 2,167,073 |
| セグメント利益 | 49,785 | 53,311 | 53,634 | 7,317 | 164,049 | - | 164,049 |

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第1四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 | 合計 |
|-----------------------|------------|------------|-----------------|------------|-----------|---------|-----------|
| | 屋内配線 工事 | 電力関連 工事 | F A住宅環 境設備機器 | 産業設備 機器 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,369,488 | 318,045 | 164,477 | 51,991 | 1,904,003 | - | 1,904,003 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | - | 37,642 | 94,556 | 132,198 | 132,198 | - |
| 計 | 1,369,488 | 318,045 | 202,119 | 146,547 | 2,036,202 | 132,198 | 1,904,003 |
| セグメント利益 | 78,058 | 25,688 | 38,966 | 7,514 | 150,227 | - | 150,227 |

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日) | 当第1四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年6月30日) |
|-------------------|--|---|
| 1株当たり四半期純損失 | 145円82銭 | 116円84銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失(千円) | 91,993 | 73,699 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 91,993 | 73,699 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 630,860 | 630,768 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年8月11日

株式会社北弘電社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 達 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 本 岳 志 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第71期事業年度の第1四半期会計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和2年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。